

自動継続期日指定定期預金規定

1 【預入れの最低金額】

この預金の預入れは1口1円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2 【自動継続】

- (1) この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。この場合、預金者はこの預金の元利金を入金する口座（以下「指定口座」といいます。）を同時に届出るものとし、当行は満期日にこの預金を自動的に解約し指定口座へ元利金を入金します。

3 【預金の支払時期等】

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。
 - ① 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができ、当行は解約申出を受けた日を満期日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記(2)により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとし、指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、前記(2)により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、また、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、引続き自動継続の取扱いをします。

4 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

5 【利息】

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) この預金を第6条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%

ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- (5) この預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)に定める預入期間に応じた利率によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、残存するこの預金とともにあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記5(5)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する場合を意味します。以下本条において同じ）することはできません。
- (2) この預金を前記2(3)の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約または書替継続に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
 - ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記6の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 後記6の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

6の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者

の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

7 【元利継続時の特例】

この預金の継続が停止され、かつ満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を1口にまとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置への記名押印、およびキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法による本人確認のいずれも行わずに、取扱うことができるものとします。

8 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約、または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

9 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10 【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行い、払戻、諸届の受付その他当行所定の手続の取扱いをした場合、この取扱いにより損害が生じた場合の当行

の責任については、同規定によるものとします。

11【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

12【非課税限度超過時の取扱】

前記 5(3)の定めにより、継続する場合の利息を元金へ組入れることによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額または非課税貯蓄の店舗限度額を超過するときは、次により取扱います。

- (1) 利息を指定の本人名義の当座または普通預金口座に入金のうえ、元金を継続します。
- (2) 本人名義の当座または普通預金口座の指定のない場合は、申出があるまで継続を停止します。

13【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は次の利率を適用し、満期日の前日までの期間については1年複利の方法により、満期日以後の期間については単利の方法により、計算するものとします。
 - A 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合には、満期日の前日までの期間については通帳または証書記載（継続したときは前記 2(2)により定められる）「2年未満」の利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - B 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日の前日までの期間が2年以上の場合には、満期日の前日までの期間については通帳または証書記載（継続したときは前記 2(2)により定められる）の2年以上利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - C 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がない場合には、最長預入期限の前日までの期間については通帳または証書記載（継続したときは前記 2(2)により定められる）の2年以上利率、最長預入期限以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支

払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14【通知等】

預金者が前記8の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元金金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

16【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2023年11月1日現在)